

和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書（案）に関する
意見の募集（パブリックコメント）での意見とその対応について

1. 概要

「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書（案）」について、以下のとおり意見の公募（パブリックコメント）を実施しました。

- (1) 意見募集期間 : 令和2年12月25日（金）から令和3年1月25日（月）まで
- (2) 告知方法 : インターネット（常時閲覧可能） 和歌山県ホームページ（産業技術政策課ページ内）
閲覧場所による閲覧（閲覧時間は、9時00分から17時45分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日までを除く。）
 - ア 和歌山県庁情報公開コーナー
 - イ 和歌山県商工観光労働部企業政策局産業技術政策課
 - ウ 那賀振興局地域振興部企画産業課、伊都振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課、東牟婁振興局地域振興部企画産業課
- (3) 意見提出方法 : 郵送、ファクシミリ、電子メール

2. 意見募集の結果

- (1) 意見提出数 : 18件
- (2) 整理した意見総数 : 243項目
- (3) 提出された意見の概要と意見に対する考え方 : 別紙のとおり
- (4) 本案に関連のない意見 : 3件 155項目
- (5) 無効意見 : 2件 2項目

3. 備考

- (1) 意見の掲載は、受付日順です。
- (2) 本案に関連のない意見につきましては、掲載を省略しています。
- (3) いただいたご意見は誤字脱字も含めて、原文のまま掲載していますが、差別的なイメージがある用語については、意見の趣旨を損なわない程度に一部表現を変更しています。

番号	ご意見	回答方針
1	<p>原子力災害や、地球温暖化を考えると、原子力発電や石油・石炭などの化石燃料による火力発電から一刻も早く脱却して、再生可能エネルギーに転換していく必要があると思います。和歌山県が洋上風力の推進に向けて取り組んでいることに敬意を表します。現在、再生可能エネルギーは主に太陽光発電ですが、これから期待できるのは洋上風力発電だと思います。イギリス等ヨーロッパでは洋上風力発電所が沢山建設されていると聞きます。日本は海洋国家で技術力もあると思いますから、洋上風力発電に積極的に取り組んで欲しいと思います。</p> <p>ただ、この報告書を読んでの感想として、本当に洋上風力を促進していこうとしているのか疑問です。水深が100m以上もあるような海域で、現時点の技術で洋上風力発電が出来るのでしょうか。確かに環境保全は大切ですが、もっと大切なのは原子力災害や地球温暖化に起因する自然災害を防ぐ取組と考えます。報告書には、洋上風力推進に向け積極的姿勢も記述して欲しいと考えます。</p>	<p>報告書の「はじめに」にも記載のとおり、「洋上風力発電について、自然環境保護や社会的な事業環境の観点からゾーニングを行い、どの海域にどのような課題があるのかを整理しマップ化することで洋上風力発電の適正な立地が実現するよう促していくことを目的」としています。</p>
2	<p>2. 報告書(案)について</p> <p>(1) 報告書1-2ページ 上位計画、関連計画</p> <p>2016年5月の閣議決定された地球温暖化対策計画に触れているが、昨年12月末頃、菅政権が公表した「温室効果ガスの排出、実質ゼロ。その実行計画、グリーン成長戦略」といった最新の動向も記述すべきと考えます。</p>	<p>P1-2(2)上位計画、関連計画 ①風力発電に係るゾーニング実証事業の最後に、最近の国の動向等について、次のとおり追記します。</p> <p>「なお、2020年10月、菅内閣総理大臣は2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、同年10月、国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定した。その中で、国は2040年までに浮体式も含む3,000万kW～4,500万kWの案件を形成する導入目標を明示しており、案件形成の促進やインフラ整備を計画的に進めることとしている。」</p>
3	<p>(2) 報告書2-1～2-3ページ エリア区分の名称について</p> <p>保全エリア、保全推奨エリア、調整エリアとの名づけられているが、この名称では、和歌山県は、洋上風力導入に関してネガティブな印象がある。そこで、それぞれ次のような区分名称を提案する。</p> <p>保全エリア → 保全エリア 保全推奨エリア → 保全推奨する調整エリア 調整エリア → 促進推奨する調整エリア</p>	<p>エリア区分の名称については、エリア区分の定義(表1.5-1)の考え方を簡潔に表した名称としています。</p>
4	<p>(3) パブコメ意見の扱いについて</p> <p>今回提出されたパブコメ意見については、分析や分類を行って、報告書に反映されなかった主要な意見・提言等についても報告書参考資料として掲載すべきと考えます。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洋上風力促進に賛成の人数(県外、県内地域別)とその主な意見 ・洋上風力に反対の人数(県外、県内地域別)とその主な意見 等等 	<p>パブリックコメントの結果は県産業技術政策課のホームページで公表いたします。ただし、洋上風力発電の是非を問うパブリックコメントではないため、その賛成・反対の人数等を公表することはありません。</p>
5	<p>ページ 1-20「図1.3-3 ゾーニング対象範囲での操業実態」</p> <p>この図は、漁業が行われている海域を示しているが、各エリア(保全エリア、保全推奨エリア、調整エリア)との位置関係が分からない。この図に、各エリアの区域を重ねて表示して、もっと大きいサイズに見易くして掲載するべきとおもいます。</p>	<p>見やすい図面となるよう、修正します。</p>

番号	ご意見	回答方針
6	<p>洋上風力発電立地反対意見について 和歌山県は、台風の通過地点でもあり上陸地点でもあります。また温暖化の影響で大型化しています、また南海トラフも起こる可能性もあります。</p> <p>現在は、スーパーコンピューターで計算をして建設されるのですが、自然の力は、想定外の破壊力をもっています。倒壊が、何基にも及んだ場合、企業は倒産、保険会社はお手上げになれば、結局、最終和歌山県で撤去しなければならないと思います。</p> <p>税金等があっても、一つの大きな災害で税金以上の負担になると思います。</p> <p>以上により反対いたします。</p> <p>行政は、県民の幸せを守るため最悪のことを想定して載きたいです。</p> <p>再考お願いいたします。</p>	<p>災害リスクについては、「2.2.3事業性に係る留意事項」(ゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)2-40ページから2-41ページ)で留意事項として記載しています。</p>
7	<p>1. 国が「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、我々が海の再利用及び漁業再生の手段として最も有望な施策と考える洋上風力発電がその重点分野の一つとして挙げている状況において、和歌山県としても洋上風力発電を積極的に推進すべきであり、その姿勢を「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)」の中で示すべきである。</p>	<p>No.2をご参照ください。</p>
8	<p>2. 保全推奨エリアにおいてどのような条件を満たせば洋上風力発電を推進することができるか説明いただきたい。また、それを「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)」の中で示していただきたい。</p>	<p>P1-7 ゾーニングの活用方法において、「保全推奨エリア」に該当する海域における方針を次のとおり記載します。「なお、「保全推奨エリア」に該当する海域で事業が計画された場合は、自然環境や社会環境への影響について、慎重に見極める。」</p>
9	<p>和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)を確認させて頂きました。</p> <p>まず、和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)1-19【漁業】表 1.3-7 社会的状況の結果概要【漁業】の中の【許可漁業、自由漁業の操業実施】において、二つ目のポツ棒受網は、主に潮岬より東側での操業となっている。と云う記述であるが、紀中地区においても近年は減少傾向にあるが、棒受網漁業を許可漁業として営んでいるため、若干の違和感を持ちました。(主にとの文言をどう捉えるかです。)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「棒受網は、潮岬より東側での操業が多かった。」と、表現を見直します。</p>
10	<p>表 1.3-7 社会的状況の結果概要【漁業】の中の【その他、洋上風力発電施設に対する意見】二つ目のポツ紀中地区(有田市～みなべ町)に掲載されているとおり、この洋上風力発電による漁業へは計り知れないほどの影響を及ぼすであろうと漁業関係者等であれば誰もが危惧するところです。</p> <p>又、送電線に関する電磁波等で参考資料や巻末資料3 3-1 ヒアリング関係機関及び協議内容 有識者京都大学白浜水族館さまより三つ目のポツの意見があるように、海で生計をたてている漁業者にとっては大変深刻な問題であることに変わりはありません。</p> <p>尚、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に係る法律に定められている海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の法第8条第1項第5号「発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。」とあるため、現時点では漁業関係者にとっては漁業に支障を及ぼすと言えないのが現実です。</p>	<p>ヒアリングの結果等も踏まえ、ゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)2-39ページのとおり、事業計画における留意事項として、「事業を検討する際に事業者は、検討する海域がゾーニング範囲のどの海域であっても、県内全体の漁業関係者との十分な調整・協議を行い、漁業関係者の意見を踏まえ、漁業協調策を含めた両者の共存策を検討する必要がある。」と記載しております。</p>

番号	ご意見	回答方針
11	<p>I 保全推奨エリアでの事業検討可否の明確化 P1-7 ゾーニングの活用方法につき、「保全エリア」については「環境影響評価における知事意見において厳しく対応」、「調整エリア」では「事業の可能性について検討していくことを前提とする」旨記載がありますが、保全推奨エリアについてはこうした、事業検討上の取扱いにつき記載がありません。（「ガイドライン等により保全することが推奨されている又は環境影響が懸念される等により保全することが推奨されるエリア」とのみ言及）保全推奨エリアのみ言及がないのはなぜでしょうか？ また、保全推奨エリアでの事業検討には環境影響が懸念されるため、環境アセスメントにて適切に環境影響を評価していくべきなのであれば、そのことが明確に分かるようなご説明を記載頂き、エリア名称もそれが分かるような名称とするのが適切と考えます。</p>	No.8をご参照ください。
12	<p>I 社会条件のマップへの反映 P2-37 社会条件につき、ゾーニングマップに反映されていないもの（電波法や気象レーダー、防衛関連施設等）がございますが、反映していない理由につきご教示頂きたいと考えます。</p>	洋上風力発電施設の大きさ、設置場所、配置等により、影響範囲が変わるもの（電波法、気象レーダー、防衛関連施設等）は事業の計画段階で個別具体的に協議いただくべきものであるため、ゾーニングマップに反映させていません。
13	<p>*＜意見-①＞* *(1) 記載箇所* 報告書(案)「はじめに」下段の枠内 *(2) 記載内容* 「世界遺産への影響が想定される箇所では遺産影響評価の実施が必要」(抜粋) *(3) 上記(2)に対する意見* ・現在、九州地域の洋上風力発電事業において、遺産影響評価を行ったとの報道を見たことはありますが、遺産影響評価手続(事前協議～調査予測評価～審査)はどのように進めていく必要があるのかよく分かりません。 ・今後、和歌山県下においても立地場所によっては、環境影響評価とともに、遺産影響評価手続を進めなければならない案件も出てくることと考えます。 ・本ゾーニング報告書の巻末の参考資料でも結構ですので、「遺産影響評価」の①手続きフロー、②和歌山県庁内の相談窓口を明示いただく等、補足説明を加えてください。</p>	各種法令に関する対応については、事業者が対応するものと考えています。なお、遺産影響評価については、県文化遺産課が相談窓口です。
14	<p>*＜意見-②＞* *(1) 記載箇所* 報告書(案) p1-7「1.2.4 ゾーニングの活用方法」 *(2) 記載内容* 1～3行目 エリア区分毎で実施する事業・事業計画に対する和歌山県の取扱い *(3) 上記(2)に対する意見* ・当該箇所には、「保全エリア」、「調整エリア」の各エリアで事業検討をする際の和歌山県の考え(取扱い)が示されていますが、「保全推奨エリア」に関する記述がありません。 ・今後、事業者は本ゾーニング報告書を踏まえ、事業実施の可能性検討をすることとなりますので、和歌山県が設定された3つのエリアすべてに対する和歌山県の考え(取扱い)が明確に示されるべきと考えます。 ・当該箇所に、「保全推奨エリア」で事業検討をする際の和歌山県の考え(取扱い)を明らかにしてください。</p>	No.8をご参照ください。

番号	ご意見	回答方針
15	<p>*＜意見-③＞*</p> <p>*（1）記載箇所*</p> <p>報告書（案）p1-32「表1.5-1 エリア区分」保全推奨エリアの考え方の欄（p2-1「表2.1-1 エリア区分の定義」にも同じ記載）</p> <p>*（2）記載内容*</p> <p>「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省）をはじめ、経済産業省や国土交通省、NEDOが公表しているガイドライン・技術指針等により保全することが推奨されている又は環境影響、人間活動への影響が懸念される等により保全することが推奨されるエリア」（抜粋）</p> <p>*（3）上記（2）に対する意見*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境省、経済産業省、国土交通省、NEDOが公表しているガイドライン・技術指針等により保全することが推奨されている」について以下の2点について、具体的な説明の追加をお願いします。 ・今後、本ゾーニング報告書を踏まえ、事業者が立地場所等を検討するに当たり、行政・事業者がしっかりと共通認識をしておくべき重要な内容と考えます。 <p>1)「保全推奨エリア」区分の考え方をまとめる際に用いた、ガイドライン・技術指針等の文献リストを示してください。</p> <p>2)上記1)でお示しいただく各文献において、何を保全することを推奨されているから、保全推奨エリアの考え方として取り入れられたのかを、具体的に示してください。</p>	<p>ゾーニングマップ及びゾーニング報告書（案）2-15ページから2-19ページまでの表中の「法令等に基づく設定根拠」欄において、保全推奨エリアとした考え方をどのようなガイドライン等を引用したかも交え、レイヤーごとに記載していますので、ご参照ください。</p>
16	<p>*＜意見-④＞*</p> <p>*（1）記載箇所*</p> <p>報告書（案）p1-20「図1.3-3 ゾーニング対象範囲での操業実態」</p> <p>*（2）記載内容*</p> <p>「※漁場の重なりが多い範囲ほど濃い青色を示す。」（抜粋）</p> <p>*（3）上記（2）に対する意見*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の意味がよく分かりません。 ・漁協・漁連への聞き取り調査で得た漁場情報をどのようにして重ね合わせたら、記載のような青色の濃淡で表現できるのでしょうか。 ・青色の濃淡について凡例を付けるならば「回答を得た漁場数」「白色（○漁場or漁協）～濃紺（○漁場or漁協）」となるのでしょうか。 ・漁業者の意見は非常に重要な内容と考えます。当該図面の作成方法の説明、凡例等を追加するなど、もう少し丁寧に図の説明をしてください。 	<p>図面の作成方法を追記します。また、見やすい図面となるよう、修正します。</p>

番号	ご意見	回答方針
17	<p>再エネ発電事業開発会社に勤務する大阪在住者です。仕事で国内様々な立地での洋上風力発電計画の可能性を調査・検討している者として、洋上風力発電計画に先行する国内各地に比し、洋上の風況・天然の良港・大消費地近接・大容量送電線完備と言う「地の利」、中央政府の洋上風力促進政策の宣言(2020年10月)と言う「天の時」に恵まれていながら、同計画取り込み非常に積極的なそれら他県に比べ、慎重姿勢を保っておられる和歌山県に対し、どうかこの千載一遇のチャンスを県勢の更なる発展の起爆剤として存分に活用されます様エールを送りたく、誠に僭越ながら下記の通り意見を申し述べます。</p> <p>(記)</p> <p>1. ゾーニングの目的に就いて:(Item 1.1(1),(2)及び(3))(P 1-1 ~ 1-3)</p> <p>①和歌山県による本ゾーニング実証事業の目的は、県の上位計画(長期総合計画2017)に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> * 国の再生可能エネルギー達成目標を上回る「再エネ先進県」を目指し、 * 上位計画(再エネ比率:2026年度に25%)実現を目標として、 * 太陽光やその他再エネの更なる導入拡大には制約がある事から、 * 県下にて導入ポテンシャルの高い洋上風力の積極導入に向けて * 環境保全・社会的状況にも配慮した秩序ある洋上風力実現を後押しする事 <p>とされています。</p> <p>②一方、本ゾーニングで示された区域での事業計画検討に際して、その事業性に係る事項について事業者が考慮し適地選定を実施すべきとされています。</p> <p>③本ゾーニングにおいては自然環境・社会的状況のみによる区域指定となっており以下の如き「事業性」に関わる基本要素が一切考慮されていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 現在、世界的にも長期商業運転実績に基づく安全性・耐久性・効率性が証明されている洋上風力設備は着床式である事。 * 他方、浮体式洋上風力設備は、実証試験事例は有るが着床式に比べ世界的にも長期商業運転実績が著しく不足しており、足下事業性判断が難しい事。 * 更に、着床式洋上風力設備は、欧州の豊富な実績に於いても水深55m以深には建設出来ない事。 <p>これにより、事業者の詳細な事業性検討を待たずしても、本ゾーニングが、浮体式に比べ早期実現性が高い着床式洋上力事業の可能性を事実上排除している事が明らかです。</p> <p>④「事業性」を考慮外とした事により、本ゾーニング報告書は、洋上風力による2026年再エネ比率25%という本来の目的達成に向けた実効性が著しく低い(即ち、遠い将来の浮体式洋上風力事業の実現を夢想するのみの)報告書に陥っています。</p> <p>この点を再考され、報告書の根本的な考え方の改訂を御提案します。</p>	<p>導入が想定される風力発電施設は、様々な型式、規模、基数、設置場所などが考えられ、事業性についてはそれぞれ異なるものと考えます。そのため、実際に導入を検討する場合に、事業者自らが適切に評価する必要があると考えます。</p>

番号	ご意見	回答方針
18	<p>2. 「上位計画」に就いて: (Item 1.1(2)②及び③)(P 1-2 ~ 1-3) 本ゾーニング報告書は、和歌山県の基本政策である2件の上位計画、即ち2017年「和歌山県総合計画」(2026年度県内消費電力に占める再エネ比率25%)並びに、2016年「和歌山県環境基本計画」(2020年度末までに国のエネルギーミクス再エネ割合と同等(=22~24%/2030年))を実現する為の一施策として作成されています。</p> <p>又それら上位計画は、2015年「第四次エネルギー基本計画」及びそれに基づく「長期エネルギー需給見通し」、更に2018年「第五次エネルギー基本計画」等の国策に基づき策定されています。</p> <p>今般、2020年10月の政府発表により、それら和歌山県の上位計画が立脚する国策が更なる進展に向け動き出す事が表明され、本ゾーニング報告書のそれら上位計画が、自ずと新国策を反映していく事が想定されます。本ゾーニング報告書に於いては、以下新国策の要点を明確に表記し、更なる再エネ発電事業の実現に向け和歌山県にも国策に寄与する機会が有る事を県民に明示し、その理解と積極的な参加を促す事を提案します。</p> <p>＜2050年カーボンニュートラル宣言＞</p> <ul style="list-style-type: none"> * 2050年迄に温暖化ガス排出実質(回収量等も含め)ゼロを宣言 * 目達の為、電力部門脱炭素化は大前提 * 洋上風力を成長分野に指定 * 洋上風力導入(稼働済み)目標: <p>2020年: 0.04 GW(2019年度末時点/実証事業を含む) 2030年: 10GW 2040年: 35~40GW (注: 1GWは1000MWのこと。御坊火力発電所の3基合計出力は約1800MW=1.8GW)</p>	No.2をご参照ください。
19	<p>3. ゾーニングの活用方法に就いて: (Item 1.2.4)(P 1-7)</p> <p>① 今後、新たな国策に沿い和歌山県の上位計画が改訂され、県として更なる積極的な再エネ導入を訴求して行かざるを得ない事が明白である事から、足下での実現性が高い着床式洋上風力設備の設置可能海域と重複海域の多い「保全推奨エリア」の活用方法を以下の通り明確化し本節に挿入して、現状の「報告書案」に於いて「事業実施を規制しない」とされつつも事業者目線からすれば事業実施に高いハードルが想起される本エリアを、洋上風力に活用するエリアとして明確に定義する事により、和歌山県の上位計画改訂をリードする報告書とする事を御提案します(文案)</p> <p>『「保全推奨エリア」に該当する海域では、環境影響評価法その他関連法令の手続きの中で、「調整エリア」で実施する場合より丁寧且つ綿密な環境影響の予測評価を行う事を条件に事業の可能性を検討していく海域とする』</p>	No.8をご参照ください。

番号	ご意見	回答方針
20	<p>4. ゾーニングの見直しに就いて: (Item 1.2.5)(P 1-7)</p> <p>本ゾーニングは、過去3年間の収集情報をもとに整理されたもので、社会情勢の変化に応じての更新が想定されている一方、国策変更(令和2年10月 2050年カーボンニュートラル提唱)という「社会情勢の激変」が既に生じていることから、現状案のままの報告書確定は残念ならその価値の著しい低下を招くと思料されます。他方、本ゾーニングは和歌山県の各上位計画の反映であることから、見直しは県のそれら上位計画の改訂を待たざるを得ず、それを待っているのは国策の変遷をタイムリーにキャッチアップ出来ません。従い、まずは、新国策に沿ったゾーニング報告書の速やかな改訂をここで予告した上で、足下では、少なくとも既存の上位計画の確実な実現(2026年再エネ比率25%/尚、基準年である2015年度実績=18%からこれ迄の成果は 2017年末=20.5%、2018年度末=23%と成果が上っているが、牽引となっていた 太陽光・陸上風力・バイオマスの更なる拡大に制約が多くなっている)を確保する為に、目先の再エネ発電事業の主力となる事が明白な洋上風力事業計画「強力支援」方針をこの文節中に表明される事を提案します。</p>	No.2をご参照ください。
21	<p>5. -1. 景観調査【世界遺産からの眺望について】: (Item 1.3.2(2)①)(P1-11/12)</p> <p>熊野古道大辺路からの眺望景観は「③眺望点为世界遺産の登録資産であり、眺望の視野に世界遺産の登録資産が含まれない場合」に相当し、且つ多くの箇所で国道42号線と重複し、市街化区域の近代建造物等文明景観の中を通過している「現代の生活道」からの眺望景観であることから、本ゾーニング報告書にある「紺碧の太平洋と枯木灘が織りなす海岸美」がみられるポイントはむしろ稀であると思われます。従いその様な「海岸美」が大辺路全工程にあるが如き過剰表記は、県民に誤解を生じさせる為、訂正する必要があると思えます。又、大辺路の主要な眺望点からの景観に就いて他の眺望点からの景観とは区分して整理しておられるが、既に現況が文明景観となっている大辺路の主要眺望点からの景観が、他の眺望点からの景観と区別される理由を明確に示す必要があると思えます。</p>	<p>ゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)1-12ページに記載のとおり、大辺路の主要な眺望点については、景観法に基づき策定された和歌山県景観計画において示されたものであり、他の眺望点とは区分して整理を行っています。</p> <p>なお、ゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)2-36ページに記載のとおり、主要な眺望点以外の眺望点も含め、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域内の眺望点からの景観については、事業計画段階において、必要に応じて遺産影響評価が実施されるなどし、世界遺産への影響がないことが証明される必要があります。</p>
22	<p>-2. 景観調査【世界遺産からの眺望について】: (item 1.3.2(2)①)(P1-11/12)</p> <p>大辺路の主要眺望点からの景観が、他の眺望点からの景観と区別される理由について、本「報告書」では、和歌山県景観計画に基づく「熊野古道(大辺路)特定景観形成地域」の指定区域における「歩行者動線沿道での行為制限」を挙げられているが、計画における「歩行者動線沿道行為制限」は道路境界から50m又は200m幅に対する制限であって、歩行者動線から遙か遠方の洋上景観に対して何らの基準も設定されておられない。従い、このご判断は現状規定の明らかな拡大解釈であり誤りです。この点を良く配慮の上、上記意見に対するご対応をお願いします。尚、約2km以上沖の洋上景観は、「古道からの眺望景観を構成する海岸線」や「集落と背後の海が一体となった景観」も、ここで指摘されている「大辺路の主要眺望点以外の眺望点と区別される理由」には当たらない事もご確認下さい。</p>	
23	<p>-3. 景観調査【政界遺産からの眺望について】: (Item 1.3.2(2)①)(P1-11/12)</p> <p>「和歌山県景観計画」はH21年施行・H30年最終改訂である為、洋上風力の出現が想定されていない為、特定景観形成地域の歩行者動線から遙か遠方の洋上景観が規定されていないのは当然です。また「文化的景観」として日本で最初に世界に認められた世界遺産の価値は、和歌山県民のみならず日本国民の誇りであり、それを長く保持する為の努力は全国民の当然の義務です。他方 正に今、政府が地球温暖化阻止に向けた持続可能な経済活動を本格化すべく新国策を提唱し、和歌山県はたまたまその立地において新国策に答える要素、即ち良好な風資源のある海を持ち、国策に大きく資する事が出来る立場にいます。この二つの重要な課題が同時に突き付けられている今、世界遺産の顕著な普遍的価値が損なわれないギリギリの範囲で、新国策に資する為のゾーニングが求められていると思われます。従い、世界遺産の「遺産影響評価」に関わる検討もなく、「計画内の主要な眺望点からの景観」について「他の眺望点からの景観」と区別した整理はなされるべきではないと思量します。</p>	No.21をご参照ください。

番号	ご意見	回答方針
24	<p>6. エリア区分について：(Item 1.5.1 の表1.5-1「エリア区分」並びに Item 2.1.1の表 2.1-1「エリア区分の定義」)(P1-32 及び P2-1) エリア区分：保全推奨エリア 考え方：現状表記末尾に、『・・であるため、より丁寧且つ綿密な環境影響の予測評価を行う事を条件に事業の可能性を検討していくエリア』を追記変更する事を御提案します。</p>	<p>保全推奨エリアかどうかに関わらず環境影響評価は法令に則り適切で行われる必要があると考えています。</p>
25	<p>7. ゾーニングマップについて(Item2.1.1 及び 図2.1-1)(P2-1 ~ P2-3, P1-20) この「ゾーニング報告書案」では、昨年度の間接報告「自然環境編」では含まれていなかった「社会的調整が必要な事項」(漁業・船舶・航空機・観光産業への影響)が調査・評価の対象要素として加味されましたが、「社会性については留意事項としてマップに反映しない」とされています。一方漁業に関しては、洋上風力事業検討上、最重要課題であり、また貴重なヒアリング実施結果も報告されているながらその漁業操業実態を示す図面(図1.3-3)がゾーニングマップに反映されておられません。これは、同じ社会的要素とされる船舶航行に関する事項に比し、漁業関係事項の軽視とも疑われます。漁業操業実態は地図上でのエリア設定を示す事が難しい事項である事は一般にも理解されると思われしますのでゾーニングマップへの重ね合わせはしないとしても、少なくとも「図2.1-1ゾーニングマップ(案)」の「世界遺産等の景観に影響があると考えられる範囲」図と同様に、図1.3-3をゾーニングマップ上に補助図として明記される事が洋上風力事業に関わるゾーニング報告書として適切なマップになると思量されます。</p>	<p>社会性についてはマップに反映していることから、本文を修正します。 漁業関係などエリア設定が困難なものは、報告書2.2章の「事業計画における留意事項」を参照するようマップに記載しております。</p>
26	<p>8. ゾーニング対象範囲の操業実態について：(図1.3-3)(P1-20) 漁業操業実態を示すこの図は、洋上風力計画の作成に重要な情報であることから、以下の点でこの図の改善が必要と思量します。 ① 青色グラデーションの「差」が不鮮明の為、非常に分かり難い図となっている。濃淡をもっとはっきり付けて漁場として重要度識別が分かる様に配慮必要。 ② 「漁場の重なりが多い範囲ほど濃い青色を示す」とあるが、グラデーションの「濃さの基準」を「凡例」として図内に明記する必要が有ると思量します。</p>	<p>図面の作成方法を追記します。また、見やすい図面となるよう、修正します。</p>
27	<p>ページ 1-11「世界遺産からの眺望について」 熊野古道中辺路は、世界遺産として県民としても大変重要ですが、大辺路については、街中の道なので遺産としての重要度は全く違うと思います。世界遺産の価値とは、観光業にどれだけ寄与するかが、中辺路と同じレベルで大辺路の観光価値に配慮する理由を明確に書いて下さい。 また、熊野古道からの眺望の遠景に人類の英知として開発された洋上風力発電が視界に入ることが、新たな景観、景観創造の観点から素晴らしいことと思います。</p>	<p>和歌山県景観計画では、中辺路及び大辺路だけでなく県内の世界遺産に登録された資産周辺を特定景観形成地域として指定しており、指定した地域は同様に和歌山県の良好な景観を形成する上で特に重要である地域であると考えています。</p>
28	<p>ページ 1-24「(4) 騒音予測【影響範囲設定の考え方】40dB以下※」 残留騒音とは、元々騒音計測をする地点にある音の事をだと理解しています。それを35dB に想定しているの事ですが、海岸の場合は「波音」がその35dBと言う事なのか、またその事は国の基準等に記載があると思うがその根拠となる基準を明確に表記すべきだと思います。</p>	<p>今回のゾーニングにおける残留騒音は、特に静穏が必要な地域を想定して35dBに設定しています。なお、残留騒音の意味は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成29年5月環境省)で示されているとおりです。</p>

番号	ご意見	回答方針
29	<p>再生可能エネルギー、中でも今後の普及が期待されている洋上風力発電を推進し、和歌山県の経済・産業活性化を図る観点から、以下の意見を述べます。</p> <p>(1) ページ1-2「(2) 上位計画、関連計画」</p> <p>① 年次、新聞テレビ等で報道されている通り、菅総理が2050年迄に温室効果ガス実質ゼロを表明されたとの事ですが、この報告書は「2050年までに80%の排出削減」となっています。この違いはどのような意味か、明確な説明を記載すべきだと思います。</p> <p>② また、もし国の削減目標が80%から100%に変更されたと言う事であるなら、和歌山県はその国策にどの様に寄与するのか、県の方針をこの報告書に示すべきとおもいます。</p>	No.2をご参照ください。
30	<p>(2) ページ1-3「(3) ゾーニングの目的」とページ2-3「図2.1-1 ゾーニングマップ」</p> <p>事業推進に慎重となるべき海域を示すゾーニングとのことだが、図2.1-1 ゾーニングマップを見ると、近海は全部慎重となるべき海域とされ水深の深い沖合しか残されていない。こんな深い海上で風力事業が可能なのか、分かり易い説明を記載すべきだと思う。</p>	No.17をご参照ください。
31	<p>(3) ページ1-7「1.2.4 ゾーニングの活用方法」とページ1-32「表1.5-1」</p> <p>「保全エリア」と「保全推奨エリア」の違いを、素人にも分かる様に、丁寧な説明を記載すべきと思います。「保全エリアも保全推奨エリアも事業実施を規制しない」との報告書冒頭ページの注書きが有りながら、保全エリアは「厳しく対応する」となっており、では「保全推奨エリア」はどうか県の考えが分かりません。</p>	No.8をご参照ください。
32	<p>(4) ページ1-7「1.2.5 ゾーニングの見直し」</p> <p>国の温暖化対策に関わる方針導入見直しを踏まえてゾーニングを更新するとのことだが、年末の菅総理の実質ゼロ方針演説は踏まえないのか、県の方針を記載すべきではないか？</p>	No.2をご参照ください。
33	<p>(意見内容)</p> <p>1. ゾーニング全体に係る意見</p> <p>菅内閣総理大臣の所信表明演説において、2050年までの温室効果ガス排出を実質ゼロにすると宣言したことにより、今後、再生可能エネルギーの軸と期待されている洋上風力発電の導入は拡大すると思われ、さらに、和歌山県は周辺海域の風況から洋上風力発電事業の適地と考えられることから、県内において事業案件が増加すると考えられる。</p> <p>しかし、現状では和歌山県内での洋上風力発電の導入実績はなく、国内の実績も少ないことから、本ゾーニングにおいては、事業の概況をより詳細かつ正確に把握し、その結果を反映させるとともに、各調査の詳細な内容、予測及び評価の手法等に係る考え方、根拠等の必要な情報を正確に記載し、一般にも広く理解できる内容とすること。</p> <p>また、洋上風力発電に対する国内外の最新の動向や状況を反映させるとともに、洋上風力発電に関する内容に変化があった場合は、本ゾーニングを随時更新するよう努めていただきたい。</p>	<p>事業者による特定の事業を対象にゾーニングを行っているわけではないため、個別の事業計画の内容を反映させることはありません。ゾーニングの見直しについては、社会情勢の変化や情報の変更に伴い、必要に応じて更新していきます。</p>

番号	ご意見	回答方針
34	<p>2. 個別事項に係る意見 (1) 上位計画、関連計画 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を盛り込んだ地球温暖化対策計画が2016年5月に閣議決定されているが、2020年10月の菅内閣総理大臣の所信表明演説において、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロ(全体としてゼロ)にすると宣言したことから、その旨の記載も必要と考える。 さらに、国の動向として、洋上風力産業ビジョン(2020年12月)では従来の2030年1000万kWの発電容量目標に加え、2040年までに3000万～4500万kWとする新たな目標を正式に表明したこと、海域調査や送電網の確保などの調整を国が担う「セントラル方式」の導入を正式に示したことなど、最新の動向及び状況を反映した内容としていただきたい。</p>	No.2をご参照ください。
35	<p>(2) 調査内容 洋上風力発電事業が実施される場合、漁業に及ぼす影響が懸念されることから、漁獲対象となる魚類等に対しても調査を行う必要があると考える。</p>	導入が想定される風力発電施設は、様々な型式、規模、基数、設置場所などが考えられ、水産資源や漁業に与える影響については、さまざまなケースが考えられます。そのため、実際に事業が計画される場合は、必要に応じて、適切に評価される必要があると考えます。
36	<p>(3) 風車規模の想定 風車規模は幅広く存在し、設置基数も事業によって大きく異なることから、風車規模及び設置基数については、何通りかを想定し、本ゾーニングに反映させるべきと考える。</p>	風車の諸元等については、本来、事業者が決定すべきものであるが、ゾーニングにあたっては、一定の条件設定をする必要があるため、仮の想定を行い、それに基づいたエリア設定を行っています。具体的には、今後、導入される可能性が高いと考えられる9.5MW機(全長:187m、ハブ高105m、ブレード直径:164m)としています。また、騒音に関する離隔距離の算定については、平均的な開発規模を想定し、基数を50基としています。風車の諸元、基数等については、実際に導入が検討された場合に、このような想定と異なる場合があるので、事業者自ら適切に評価する旨、記載しています。
37	<p>(4) フォトモンタージュ 風車の見え方は、風車規模、形、色、配置等で大きく異なる。特に景観への影響を考慮する際は、風車の基数が重要になるといえる。本フォトモンタージュの【参考】では、眼望点「No.6 煙樹ヶ浜」を例として風車を50基(9.5MW)設置したフォトモンタージュを示しているが、事業によって風車規模や設置基数は異なり、例えば、風車規模が小さいものであれば、設置基数は100基を超える可能性もあり、50基(9.5MW)設置した場合の景観とは異なる。そこで、風車規模及び設置基数については、何通りかを想定し、その結果をフォトモンタージュに反映していただくとともに、各眺望点においても、同様のフォトモンタージュを作成していただきたい。</p>	No.36をご参照ください。
38	<p>(5) 騒音による影響範囲設定の考え方について 総出力が同等程度であっても、風車規模や設置基数は事業によって異なる。本ゾーニングでは、9.5MW相当の風車が50基程度設置された場合について、海岸に予測地点を仮設定し、予測値(風車からの寄与騒音+残留騒音)が40dB以下になる風車と予測地点との距離をゾーニングマップにおける離岸距離(1,800m)とし、その内側を保全推奨エリアに設定しているが、例えば、総出力500MW程度の事業として、4MW相当の風車が120基程度設置された場合の騒音の影響に対する予測の方法と結果は、9.5MW相当の風車が50基程度設置された場合の想定とは異なることから、騒音の影響に関しても、幾つかの想定をし、その結果を反映していただきたい。</p>	

番号	ご意見	回答方針
39	<p>(6)用語集 一般にも広く理解できるよう、適切かつ明確に示すこと。 また、「着床式」や「浮体式」など、洋上風力発電に関する基本的な用語についても明記していただきたい。</p>	<p>「着床式」、「浮体式」などの用語を用語集に追記します。</p>
40	<p>3. その他 本ゾーニングにおいて、幾つかの誤字・脱字を確認したことから、本文の見直し及び訂正をお願いしたい。 なお、確認した誤字・脱字は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1-26ページ1. 4ゾーニングマップ作成に向けた意見聴取において、今後は...と続く文面の中で「パブリックコメント」を「パブリックコメント」に訂正。 ・巻末資料4-10(2)個体数密度において、4行目の「。」が不要。 	<p>ご指摘のとおり、修正します。</p>
41	<p>・報告書 1-19で「以上のように和歌山県沖は漁業で高度に利用され、ゾーニング対象範囲全域で漁業操業実態が見られる。」と記述しておきながら、事業の可能性が最も高い「調整エリア」にゾーニングした理由は何か。当該海域を利用している漁業者がある程度納得しているとするのであればその資料を明らかにすべきである。 特定の者の利権によって海が売られているような誤解を与えてはならない。</p>	<p>ゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)2-1ページに記載しているエリアの定義の考え方に照らし、エリア分けをしています。なお、2-39ページにあるとおり、仮に洋上風力発電の事業の検討がなされる場合は、漁業実態を十分に考慮する必要があると考えています。</p>
42	<p>・漁業操業実態を確認しながら「調整エリア」とする理由を明らかにしてください。(報告書 1-19 文書、1-20 図面)また、こうした大いに漁業に利用されている区域を「調整エリア」とするのであれば、進出を予定する企業に利用している漁業者を特定(和歌山県内の漁協に所属する漁業者とは限らない)させ、個別に「調整」する必要があるということですか。当該海域を操業区域とする太平洋広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業に従事する漁船だけで9千隻を超える船が存在します。個々の調整をどうやって行うようにお考えですか。全て企業任せにするのですか。</p>	<p>No.41をご参照ください。</p>
43	<p>・報告書 1-8で、調査内容に「④社会的調整が必要な地域等」とありますが、調整する主体は誰になりますか。明確にお答えください。発電企業に丸投げですか。企業が行政区域を定めるために汗をかく必要があるのですか。</p>	<p>様々な開発パターンが考えられ、事業者が調整主体となる場合を含め様々なケースが考えられます。</p>
44	<p>・報告書 1-19 で、許可漁業に関して記述するのであれば、許可区域を図示して当然であるが、何故しないのか。発電企業が自らステークホルダーを見つけ出し、一から交渉をしると言っているのか。</p>	<p>洋上風力発電事業の検討においては、操業状況を踏まえる必要があるため、これについて、ヒアリングを行い、ゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)1-20ページの図1.3-3のとおり、操業実態を図示しております。</p>
45	<p>・報告書 1-20 で、これだけの操業実態を確認しておきながら、「調整区域」にするというのはどういった基準によるものか。先行利用者との共存策の提示ができないまま、ゾーニングを行うのは極めて迷惑な話である。「調整区域」とする基準や条件を明確に示してもらいたい。航行安全を含め、「保全区域」とすべきではないか。</p>	<p>No.41をご参照ください。</p>
46	<p>・報告書 1-20 で、利用の濃淡はあるものの、全ての海域が漁業操業区域を読みとれる。明らかに漁業に関して保全区域として残すべき海域ではないのか。 再エネ海域利用法第8条第1項第5号に規定される「海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。」との関係、条文の主旨との関連についても説明願いたい。</p>	<p>No.41をご参照ください。 また、本ゾーニングは、再エネ海域利用法の促進区域指定を前提としておりません。</p>

番号	ご意見	回答方針
47	<p>・報告書 1-21 で「専門的な船舶交通の安全対策の検討」との記述があるが、漁業操業場所の変更を余儀なくされた漁船の代替漁場と船舶交通の安全についても配慮が必要」との記述を加えてはどうか。</p>	<p>ヒアリングの結果をまとめた記載ですが、ご指摘いただいたご意見はヒアリングの回答にはありませんでした。</p>
48	<p>・一般海域の管理に関し、今回のゾーニングエリアについて、和歌山県の管轄区域について、国土交通省港湾局と調整が図られているのかお尋ねします。</p>	<p>国土交通省近畿地方整備局港湾空港部に確認しましたが、本事業は、あくまで、洋上風力発電に関して、和歌山県として考えられる留意点等を整理するものですので、海域における府県の管轄範囲や境界線の存在とは直接関係ないと考えます。なお、ゾーニングのエリアについては特に指摘されていません。</p>
49	<p>・当該海域は自然環境ばかりではなく、再エネ海域利用法第8条第1項第5号により定められた、漁業に影響及ぼす区域であることは明らかであり、環境関連の法令と同様、最初から保全区域として取り扱うべきである。</p>	
50	<p>・和歌山県は自県海域を明示できないことを公文書で証明したうえ、再エネ海域利用促進法で明記された「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」について理解が乏しく、実際の操業ばかりでなく、生物としての水産資源の評価が全くなされておらず、沖合は全て保全エリアとすべきである。</p>	<p>No.41をご参照ください。</p>
51	<p>・洋上風力発電事業で最も影響を受ける漁業者を委員としていない理由は何ですか。漁業者委員が不在の中で公平な判断ができるのでしょうか。特に、対象海域に漁業権を有する漁業協同組合の代表が一人も委員に入っていないことに不満を感じます。</p>	<p>委員として、漁業に関する学識経験者1名に参加していただいています。また、県内の漁業協同組合をはじめ、近隣府県の行政や漁業協同組合連合会等にヒアリングを実施し、実態把握に努めるとともに、その意見をできるだけ反映させるよう努めています。</p>
52	<p>・徳島県阿南市でも洋上風力発電に関するゾーニング事業を行っており、県漁連や地元漁協の代表も検討会の委員として発言できる環境があります。しかし、和歌山県ではオブザーバーとしての位置づけとなっており、検討会に漁業者の意見がどこまで反映できるのか不安を覚えます。和歌山県の漁業者がどの程度、この問題を理解しているのか知りたいものです。</p>	<p>No.51をご参照ください。</p>
53	<p>・漁業権は漁漁法第77条で「漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。」と規定され、憲法で保障された財産権に該当します。それにも関わらず、権利者である漁業協同組合がオブザーバーにすら入っていないことに驚愕します。検討会でいかなる結論を出したとしても、漁業権者の同意がなければ洋上風力発電施設を1基も建設できないことを明記しておくべきです。漁業権の免許権者である和歌山県知事がありながらこのことに触れていないことに違和感を覚えます。資源管理課はオブザーバーである以上、発言の機会が与えられないのでしょうか。あとは進出を希望する企業の方で個別の話をしてくださいと言うことですか。</p>	<p>和歌山県では、由良町から串本町までの沿岸海域という広範囲でのゾーニングを実施しているため、和歌山県漁業協同組合連合会にオブザーバーとして参加いただいております。また、県内の漁業協同組合をはじめ、近隣府県の行政や漁業協同組合連合会にヒアリングを実施し、実態把握に努めてまいりました。さらに、事業の実施には、関係漁業者の同意が必要なことは承知しており、ゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)2-39ページの留意事項にも「十分な調整・協議を行う必要がある。」と記載しております。</p>
54	<p>・海上に風力発電の支柱が立って一番困るのは底びき網や船びき網などの大きな漁具を引っ張る漁業と長い縄を潮で流して漁獲する延縄漁業です。漁業権の区域から沖合については、全て「保全区域」若しくは、境界未確定海域につき「立地不能エリア」とすべきです。</p>	
55	<p>・紀伊水道や周辺海域で操業するクロマグロを目的とするものを含めた延縄漁業は、TACによって漁獲量を制限され、サワラは委員会指示によって漁期が短縮され、生活するのが厳しくなっています。こうした状況に加え、洋上風力発電によって漁場が奪われれば、まさに死活問題となります。延縄漁業が操業している海域については、「漁業保全区域」として、洋上風力発電の不適合地としてください。</p>	<p>No.41をご参照ください。</p>

番号	ご意見	回答方針
56	<p>・ゾーニングを行っている皆様は、漁業のことをどこまでご存知でしょうか。 延縄漁業の漁船に乗り、実際の操業を体験してみてください。それでもなお、延縄漁業と洋上風力発電が共存可能と言うのであれば、漁業者が納得できるように説明してください。共存は不可能です。</p>	<p>No.10をご参照ください。</p>
57	<p>・第6回 和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会の漁業に関する検討の内容が空虚すぎます。潮流の変化や電磁波の影響など、重箱の隅を突くような問題でなく、海上に障害物が存在することで漁業にどのような影響があるのか全く議論されていません。 底びき網やバッチ網が本当に周辺海域で安全に操業できるのか、延縄漁業の操業にどの程度影響を与えるのか、誰が考えても最も影響を受けるであろう漁業の本質に関して議論されていないのはなぜですか。 このようなお茶を濁すだけの委員会でゾーニングの結論を出すのであれば、ゾーニング自体何の意味も持たなくなるもので、いっそもめてしまっはどうか。</p>	<p>県内の漁業協同組合をはじめ、近隣府県の行政や漁業協同組合連合会等にヒアリングを実施し、実態把握に努めてまいりました。漁業影響のヒアリング結果はゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)ページ1-19に記載しており、第6回検討会では、事務局から丁寧に説明させていただきました。</p>
58	<p>・促進区域以外の区域にあつては、海面を利用している全ての者と先行利用している事業者(漁業者・遊漁船業者・海運業者等)が協議を行うことが必要であると明記すべきである。 漁業操業区域が経営上、重要な区域かどうかを個別判断したうえで、必要な者に対しては経営に与える影響を正確に算定したうえで、生活権の侵害に対する補償を行うべきであり、このことを報告書に明記してはどうか。</p>	<p>先行利用者との協議の必要性については、ゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)2-37ページから2-39ページに記載しています。 協議による合意内容(補償を含む)については、様々なケースが考えられることから、記載しないこととします。</p>
59	<p>・底びき網や船びき網など、大規模な網を曳く漁法にとっては、海上に障害物が立つということは致命的です。商船が航行し、異なった漁業種類の漁船が操業する同じ海域で障害物が存在するということが理解されているのでしょうか。車のように小回りが利かない漁船が更に大きな網を曳網することで、障害物を回避することがどれだけ大変なことか、実際に漁船に乗って体験されてはいかがでしょう。 漁業者が委員として関与しておらず、洋上風力発電の整備促進がありきのような検討会で議論を尽くすことが可能なのでしょうか。 瀬戸内海機船船びき網漁業の漁船が曳網中に旋回する場合、どれだけの距離、面積が必要であるか委員の先生にデータを示してはいかがでしょう。また、1船団だけが操業するのならばともかく、許可を受けた多くの船団が限られた魚群を獲りあっていることを理解していただき、これらの網漁業が安心して操業できる環境を残していただきたいと思ひます。</p>	<p>No.10をご参照ください。</p>
60	<p>・太平洋広域漁業調整委員会(水産庁所管)の承認を受け、ゾーニングエリアを操業区域とする「沿岸くろまぐる漁業」を操業している。 この漁業は、水産庁が新規の承認を認めていないため、一部利権化しており、個々の補償交渉が必要になる可能性がある。1万隻近くの意見を直ちにに取りまとめるのは困難であり、水産庁としての意見を報告書に記述すべきではないか。</p>	<p>ゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)2-39ページの留意事項に、「他地域から入漁する漁業関係者もあることから、それらの漁業関係者に対しても十分な調整・協議を行う必要がある」旨、記載しております。</p>
61	<p>・紀伊水道とその周辺海域だけで全国の約3割のものシラス干しが生産されています。これだけ多くの漁獲があるということは、漁業者はもちろんのこと加工業者、流通業者、小売業者更には飲食店に至るまでどれだけの人が関わっているか想像してみてください。 洋上風力発電の建設によって操業海域が狭められ、現在の船数が操業できなくなった場合は、影響を受ける事業者は計り知れないこととなります。漁業者以外の実態調査や意見聴取がなされないまま議論が進められていることに大きな不安を覚えます。</p>	<p>漁業のみならず、水産加工・流通・小売等への影響もあり得ると思われれますが、洋上風力発電の影響の詳細については、必要に応じて、事業計画段階で検討されるべき事項であると考えます。</p>

番号	ご意見	回答方針
62	<p>・カタクチイワシ稚魚(シラス)の漁場は黒潮の紀伊水道への流れ込み加減で大きく変化し、年や時期で大きく異なります。しかし、近年は漁業経営上の理由(燃油・資材代等)から沖合漁場よりも沿岸漁場を重視する傾向にあります。こうしたなか、洋上風力発電の建設に有利な浅い海(沿岸の着底式)が奪われると死活問題となります。許可を受けた区域を均一に利用しているのではなく、洋上風力発電事業とは相入れないことを理解してください。</p>	No.10をご参照ください。
63	<p>・全国的には漁礁効果や気象・海象データの提供など、漁業との共存を図る動きもありますが、これを活用できるのは一部の漁業種類に限られます。一本釣りや採貝藻などの小規模漁業では漁礁効果などで恩恵があるかも知れませんが、小底やバッチなどは邪魔以外の何物でもありません。共存の可能性があるのであれば、具体的に何ができるのか示してください。漁業者を騙すようなことがあってはいけません。</p>	
64	<p>・延縄漁業は県知事の許可が必要でなく、どこでも操業可能です。一鉢2km程度の幹縄を数鉢～10 鉢程度使用し、原則的に東西方向に漁場を利用します。投縄から揚縄までの間は、紀伊水道を南北に動く潮(干満に伴う流れ)に持たせているため、洋上風力発電の支柱が建設されると商売替えを余儀なくされます。同程度の収入が見込める他種漁業への転換経費若しくは廃業するための補償費が確約されなければ賛成することはできません。決して漁業補償が欲しいわけではなく、好き勝手に海を使うという生半可な覚悟であるなら、一切手を付けずにいてください。</p>	
65	<p>・漁業者と刺し違えるくらいの覚悟がなければ海を使うことができないと認識してください。</p>	
66	<p>・ゾーニング区域を定めようとしているにもかかわらず、最も影響を受けるであろう網を引っ張る漁業について、十分調査したとは言えないのではないのでしょうか。また、漁場を締め出された漁船(補償を行い、廃業していただくのであれば別ですが)が他の海域で操業した場合の一般航行船舶に対する影響など全く考慮されていないのではないのでしょうか。今からでも遅くないので、ゾーニングを行う前に網を引っ張る漁業に使用する漁船の漁中の運動性能調査に加え、季節ごとの詳細な漁場調査を実施し、洋上風力発電の影響を解析すべきと考えます。</p>	
67	<p>・船舶が輻輳して航行する紀伊水道において、海上交通の安全確保の観点から、検討会の委員の皆様は何を判断基準として、紀伊水道で洋上風力発電施設の建設の可能性があると判断したのですか。エビデンスを明確にしてください。漁船を含む小型船については十分な調査がなされておらず、海上交通の安全に関わる重大な事項でありながら検討が不十分ではないのでしょうか。個人的には紀伊水道に洋上風力発電を建設可能な海域は存在しないと考えています。</p>	
68	<p>・公的機関で航跡が確認可能なのは200トン以上の船舶です。漁船を含めた小型船舶がどの海域でどの程度航行しているのか確認もしないままゾーニングを行うことは無謀ではないのでしょうか。推測や思い込みだけで結論を急ぐと取り返しがつかなくなります。</p>	No.67をご参照ください。
69	<p>・船舶の航行安全に関する調査データが不足しています。漁船が漁場を奪われ特定の海域に集中して漁を行った場合、阪神や瀬戸内と往来する大型船の航行に影響が出ないか十分な検討を要すると考えます。具体的には、AIS 装備が義務付けられていない小型船舶の航行状況がある程度詳細に調査したうえで、それらの小型船舶に対する洋上風力発電の影響並びに航路や漁場の変更を余儀なくされることに対する経済損失や回避海域における危険性の上昇程度など、丁寧に説明する必要があると思います。</p>	

番号	ご意見	回答方針
70	<p>・海上衝突予防法第18条により、通常航行が可能な船舶は、同法第 26条に規定される漁労に従事している船舶の進路を妨げることができません。つまり、洋上風力発電の支柱が海上に立ち並んだ場合、瀬戸内海機船船びき網漁業や小型機船底びき網漁業などの航行不自由船の旋回能力(障害物の回避能力)を調査したうえ、支柱の間隔・配置を考慮し、十分な間隔が取れず、支障となり操業不可能となった場合のシミュレーションが必要です。操業海域を奪われた漁船がどこで操業するかが問題です。本船航路以外に操業する場所が無くなった場合は、海上交通安全の観点を含め、関連する漁業者の転廃業までの検討を行う必要があります。</p>	No.10をご参照ください。
71	<p>・昨年度のパブリックコメントにおいて、和歌山県知事に都合の悪い意見は情報操作され、意見が届いていないことにされ、関連の無い意見にされ、無効意見にされ抹殺されてきている。今年の漁業を含めた社会環境編にあつては、海上の県境は避けて通れない課題である。制度としてパブリックコメントを実施する県であれば、不都合な意見にあつても掲載したうえで、堂々と反論すればいいのではないのでしょうか。</p>	パブリックコメントでは、事前にお示した「提出された意見の取り扱い」にならない、公正に行っております。
72	<p>・昨年度実施された「自然環境編」に関するパブリックコメントにおいて、和歌山県のパブリックコメント制度開始以降、トップクラスの応募があるにもかかわらず、「本案に関連のない意見」として実に 15 件、131 項目が削除され、連絡先(電話番号)の未記載を理由に4件、40項目が無効意見として処理されました。今年は漁業を含めた社会性・事業性に関する意見募集です。真摯に対応してください。</p>	No.71をご参照ください。
73	<p>・昨年ボツにした意見のうち、本年の募集内容に合致し、報告書に反映されていない意見については、本年の意見募集として回答されてはいかがでしょうか。</p>	
74	<p>・令和2年11月10日に開催された第6回検討会の議事要旨に「ただ情報を提供しすぎると偏った情報と思われるも困る。」という委員の発言が掲載されているが、発電企業に偏った審議がなされていないか疑問が残る。漁業対象となる生物学的な議論も必要であるが、そもそも漁業操業と洋上風力発電施設の存在との関係性が全く議論されていないのはなぜか。全国各地の洋上風力発電施設計画に対して漁業との共存を探ろうとしている話は承知しているが、延縄漁業や底びき網、バッチ網との共存が図られた事例を知らない。検討会では、こういった海域の先行利用である漁業経営の持続性をどう確保するかといった観点から議論すべきではないのか。こうした議論を基に報告書をまとめるということは、和歌山県は自然再生エネルギーへの転換のためならば漁業を切り捨てるということか。あるいは、特定の事業者配慮するために漁業を切り捨てるつもりなのか。</p>	<p>検討会において、各委員からは、公正中立な観点から洋上風力発電施設の漁業に与える影響等について、ご意見をいただいているところです。また、ゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)2-39ページのとおり、事業計画における留意事項として、「事業を検討する際に事業者は、検討する海域がゾーニング範囲のどの海域であっても、県内全体の漁業関係者との十分な調整・協議を行い、漁業関係者の意見を踏まえ、漁業協調策を含めた両者の共存策を検討する必要があります。」と記載しております。</p>
75	<p>・昨年実施されたパブリックコメントにおいて、意見番号3にあった「漁業操業に関する調査ではなく、漁業者が対象としている海洋生物について言及がないことは自然環境編として不十分ではないですか。」との質問に対し、「洋上風力発電の設置が水産資源や漁業に与える影響については、令和2年度において漁業関係者へのヒアリングを実施しながら検討していきたいと考えています。」との回答を行っているが、最終の報告書案にこのことに言及した箇所が見当たらない。全てとは言わないが漁業上重要な生物(例えば、漁獲量上位 10種、水揚金額上位 10種など)について、洋上風力発電施設の存在が与える影響について既往文献調査など、可能な範囲で行うべきではないでしょうか。</p>	No.35をご参照ください。

番号	ご意見	回答方針
76	<p>・ニホンウナギは環境省公表のレッドリストにおいてIB類(鳥類で言えばイヌワシ・クマタカ、爬虫類ではアカウミガメ・タイマイ、魚類ではアカメ・ニゴロブナ、昆虫類ではヒメイトトンボ・ルイスハンミョウなど)に分類され、「IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの」とされている。</p> <p>ニホンウナギの稚魚は、養殖用の種苗供給を目的として県知事によって採捕許可が行われ、採捕数量が水産庁に報告される仕組みとなっている。少なくとも、年別・月別の採捕数量データがあるため、解析を行うべきではないでしょうか。絶滅危惧種の鳥類の渡りのルートと同じです。絶滅危惧IB類の生物の生息が明らかであるにもかかわらず、評価を行わないのは不十分です。</p>	<p>ゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)2-36ページの表2.2-1(2)事業計画における留意事項に「また、魚類、底生生物は漁業との関わりもあるため、事業を検討する際は関係者と協議を行うとともに、最新の情報収集に努め、必要に応じて調査・検討を実施する必要がある。」と追記します。</p>
77	<p>・洋上風力発電施設の基数が多くなった場合、発生するカルマン流に対する遊泳力の乏しい海生生物への影響を評価する必要があります。漁業資源として重要なカタクティワシの稚魚や絶滅危惧IB類に指定されているニホンウナギ稚魚の河川への到達に関する影響など、様々な方面から検討を加える必要があると思います。</p> <p>今回の報告書に間に合わないのであれば、せめて課題として明記していただければと思います。</p>	<p>No.76をご参照ください。</p>
78	<p>・報告書 2-27 に「調整が必要な事項について、各事項の課題についての検討や、調整が必要な関係者との事業の可能性についての協議等の取組を実施した上で、事業の可能性について検討を進めていく必要があります。」との記述がありますが、調整を行う主体は誰になりますか。「調整が必要な関係者」とは具体的に誰になりますか。まさかこの中に、和歌山県資源管理課が含まれることはないですよね。</p>	<p>事業者が調整主体となる場合を含め様々なケースが考えられます。調整が必要な関係者については、計画される風力発電施設の型式、規模、基数、設置場所などによって異なりますが、ゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)2-35から41ページの「事業計画における留意事項」を参考にしてください。</p>
79	<p>・報告書 2-27 のなかで「ゾーニング対象範囲のうち、保全エリア、保全推奨エリア以外のエリアは環境影響が比較的小さいと考えられ、」とありますが、調査や既往文献の数が少ないだけではないのですか。何を根拠に「環境影響が比較的小さい」と考えたのか、根拠を示すべきです。</p> <p>調査が全くされていない、若しくはほとんど調査されていない区域であれば、予防保全の観点から十分な調査が完了するまで手を付けられないのが原則ではないのですか。</p>	<p>各エリアの定義(報告書案P2-1)をご参照ください。</p> <p>なお、仮に具体的な事業検討が行われる場合においては、必要に応じて現地調査を実施し、環境への影響を評価していただく必要があると考えています。</p>
80	<p>・海溝に繋がる海底谷から浅海への入り口となる紀伊水道(全国的に見ても数少ない海底地形)は、調査が進めば駿河湾のように希少生物が多く存在する可能性を秘めた海域である。そのような場所で不十分な調査のまま施設建設を拙速に認めるような「調整エリア」といった曖昧な名称を用いるべきでない。1mm メッシュの底生生物調査から始め、詳細調査が必要な区域を選定する必要があるが、こうした底生生物に関する視点が欠如している。</p>	<p>No.76をご参照ください。</p>
81	<p>1. ゾーニングの見直しについて</p> <p>ゾーニングの見直しについて、「社会情勢の変化や情報の変更により、必要に応じて更新するものとする。なお、更新に際しては、国並びに和歌山県の温暖化対策に係る方針や風力発電に関する導入見通しを踏まえるものとする。」としていますが、2020年10月に政府が2050年カーボンニュートラルを宣言し、2020年末に政府が発表した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において洋上風力発電が重点分野の一つとして挙げられた今、既に社会情勢が変化していることから、2050年カーボンニュートラルを踏まえた本案の更新が必要と考えます。</p> <p>貴県として、政府の2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた本案の更新についてどのようにお考えか、今後の更新の見直しも含めて具体的にお示し下さい。</p>	<p>No.2をご参照ください。</p> <p>なお、県としての考え方は、「自然環境や地域の産業、生活環境と調和した形での再生可能エネルギーを活用した電源開発の促進を推進している」というものから変わりはありません。</p>

番号	ご意見	回答方針
82	<p>1. エリア区分について</p> <p>保全推奨エリアについて、「事業者の事業実施を規制するものではない」としていますが、保全推奨エリアの中で洋上風力発電に適した海域が、調整エリアと同様に「事業の可能性について検討していく」となるためにはどのような条件を満たす必要があるか、具体的にお示し下さい。</p>	<p>No.8をご参照ください。</p>
83	<p>1. ゾーニングマップ(案)について</p> <p>ゾーニングマップ(案)において、「事業の可能性について検討していく」としている調整エリアは、水深70メートル以上の海域がその大半を占めています。</p> <p>洋上風力発電において現在実用化され、商用利用段階にあるのは水深60メートル未満に適用される着床式洋上風力発電であり、水深70メートル以上の調整エリアにおいては浮体式洋上風力発電が想定されますが、浮体式洋上風力発電は未だ商用利用段階にないため、貴県では到底近い未来に導入されることがないと考えられる浮体式洋上風力発電の事業の可能性について検討されることとなります。</p> <p>2020年10月に政府が2050年カーボンニュートラルを宣言し、2020年末に政府が発表した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において洋上風力発電が重点分野の一つとして挙げられた状況において、我が国が着実に洋上風力発電の導入を拡大するためには、既に実用化され、商用利用段階にある着床式洋上風力発電の導入が不可欠であり、水深60メートル未満の着床式洋上風力発電に適した海域においても自然的・社会的条件を踏まえた調整エリアを設定すべきと考えます。</p>	<p>本県は環境影響や人間活動への影響の程度などを考慮して、各項目ごとにエリア分けをしており、結果として、水深60メートル未満の海域において、調整エリアが設定されなかったものである。</p>
84	<p>①ゾーニングの対象範囲に和歌山市沿岸地域が含まれていない理由について</p> <p>「1.1(3)ゾーニングの目的」において、「自然環境の保全の他、社会的状況にも着目し、事業の可能性を検討することに適した海域と環境保全や社会的状況等の観点から事業推進に慎重となるべき海域を示す“ゾーニング”を実施することとした。」と記載され、「1.2.3地域(ゾーニング対象範囲)の概況」「(2)社会的状況」において、【和歌山県でのゾーニング対象範囲】の中で、国立公園や文化的景観に触れ、「ゾーニング対象範囲は、景観や社会的状況等に対して十分な配慮が必要である。」と締めくくられている。</p> <p>和歌山市南部には、平成29年に「絶景の宝庫和歌の浦」として日本遺産に認定された歴史・文化が織りなす景観が存在する。また、和歌山市南部および北部には、瀬戸内海国立公園に指定されている島や沿岸地域が存在するとともに、その一部が令和2年に日本遺産に認定された「葛城修験-里人とともに守り伝える修験道はじまりの地」の構成文化財となっている。</p> <p>これらの地域特性からゾーニングにあたりこれらの地域を含めた調査が必要であったと思われるが、和歌山市沿岸地域が対象範囲に含まれないのはどのような理由からか。</p>	<p>洋上風力発電の有望海域の目安とされている7.0 m/s以上(NEDO着床式洋上風力発電ガイドブック(第1版)による)の風が吹く日高郡から串本町の地域の沿岸海域を対象範囲としたため、和歌山市沿岸地域は対象範囲に含まれていません。</p>

番号	ご意見	回答方針
85	<p>②「1.2ゾーニングの基本的な考え方」について 「1.2.1ゾーニング対象範囲」において、対象海域とされた海域の範囲は記載されているが、対象海域に選定された理由もしくは対象海域から省かれた理由については記載されていない。 ゾーニング対象エリアについて、和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会において、範囲より北や東の区域を省くことについての委員からの質問に対し、「風速7m/秒のエリアを選定対象とした。」また、「風況が良いところで行うことにしたい。」と見解を述べられた経緯がある。また、その際の委員発言で、「「保全エリア」、「保全推奨エリア」、「調整エリア」の3エリアを設定し、「高事業性エリア(仮称)」の抽出は行わないとしており、その方針は良いとは思いますが、逆に設定する3エリア以外はすべて導入可能性があると思われ誤解される可能性があることは念頭に置いておいた方がよいと思う」との指摘がある。 本市においても同様に考えることから、計画を検討している事業者にも誤解を招かないためにも、和歌山市の沿岸海域についてゾーニングの対象範囲から省いた理由を記載されたい。</p>	<p>ゾーニングマップ及びゾーニング報告書(案)1-4ページの「1.2.1ゾーニング対象範囲」に対象範囲選定の理由を追記します。</p>
86	<p>事業者として、事業計画策定に当たっては、本ゾーニングマップの情報への配慮に加え、環境への影響が懸念される項目については追加の情報収集を実施し、法令に則った環境影響評価手続の実施を行うことに留意する所存です。また、各事業者が自身の事業計画に応じて地域からのご理解を得ていく必要がある事項については十分な情報提供を行い丁寧に対応させて頂く所存です。今後予定されている地元関係各位や事業者向けの説明会の実施、令和3年度以降の継続的なゾーニングに関する情報更新といった形で情報提供を継続して頂くことは事業者としても大変有益にて、地元関係各位や事業者へのタイムリーな情報提供を引き続き頂けると幸甚です。</p>	<p>必要に応じて、ゾーニングの更新を行うとともに、説明会の開催等により洋上風力発電に係る普及啓発や情報提供を行ってまいります。</p>